

第8章

計画評価と進行管理

第8章 計画評価と進行管理

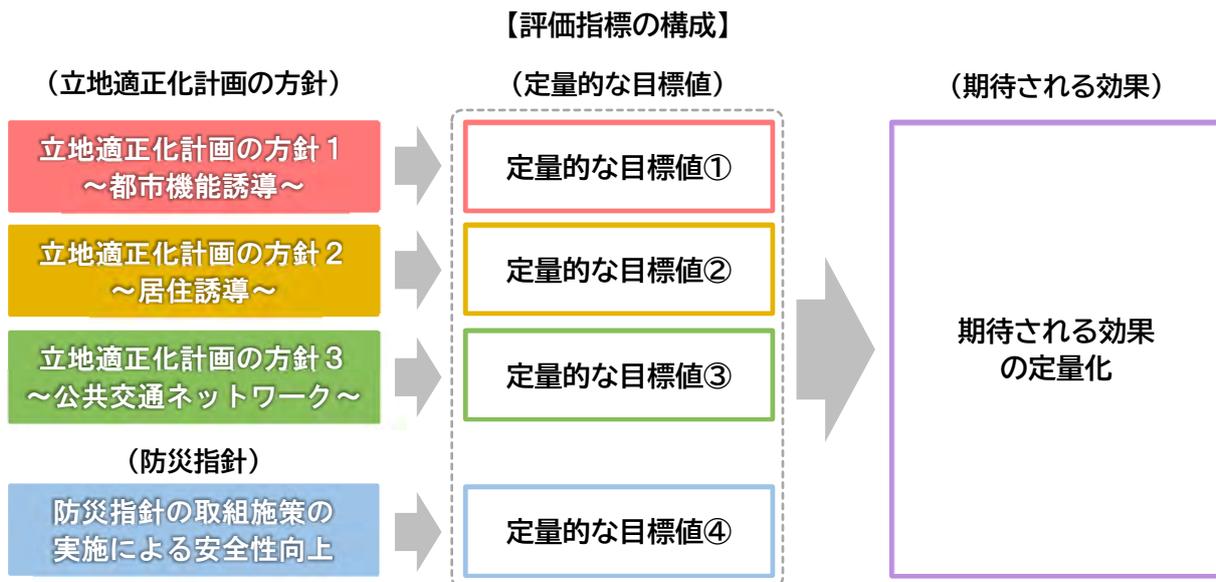
本章では、施策の達成状況等を評価するための評価指標を設定するとともに、計画策定後の進行管理の方法、届出制度について整理します。

8-1 評価指標の設定

(1) 評価指標の設定の考え方

本計画の進捗状況を評価するための評価指標の設定にあたっては、評価・検証時の分かりやすさを考慮し、第3章で整理した3つの立地適正化計画の方針と、第6章で整理した防災指針の取組に関する内容に対して設定を行うことにより、都市機能誘導・居住誘導・公共交通ネットワーク・防災の4つの視点により評価を行います。

評価指標の設定においては、「定量的な目標値」を設定するとともに、それら目標の達成により「期待される効果」を定量化する2層の設定を行い、本計画の進捗状況を明らかにします。



(2) 評価指標の設定

定量的な目標値は次のとおりとします。

〈 定量的な目標値①－1：都市機能誘導 〉

評価指標	現況値 令和3年度(2021年度)	目標値 令和23年度(2041年度)
都市機能誘導区域内の 誘導施設の立地数	6/9施設	9/9施設

(設定の考え方)

各都市機能誘導区域の特性に応じて9箇所設定している誘導施設（市役所(本庁舎)、複合商業施設、銀行・信用金庫等、中央図書館、芸術館）について、計画策定時点では、6つの施設が立地していますが、将来的にそれらの維持を図るとともに、立地していない施設も含めて、9つの施設全ての立地が図られているのかを確認します。

(算出方法)

- ・都市機能誘導区域の3区域全ての誘導施設の立地状況を確認

〈 定量的な目標値①－2：都市機能誘導 〉

評価指標	現況値 令和元年度(2019年度)	目標値 令和23年度(2041年度)
都市機能誘導区域の中心的な鉄道駅 の乗車人員(1日平均)	(鎌倉駅) 55,886人	維持
	(大船駅) 113,475人	維持
	(湘南深沢駅) 3,060人	増加

(設定の考え方)

各都市機能誘導区域での誘導施設の維持・誘導、歩行空間の環境整備等により、拠点内の魅力を高め、将来的にも来訪者が維持・増加しているのかについて、各区域の玄関口となる中心的な鉄道駅の乗車人員（1日平均）の推移をもとに確認します。

鎌倉駅・大船駅は、将来的な人口減少下においても維持することを目標とし、湘南深沢駅は、深沢地域周辺地区でのまちづくりの進展による増加を期待した目標とします。

(算出方法)

- ・神奈川県資料や鉄道事業者のデータ等をもとに、乗車人員（1日平均）を把握
- ・鎌倉駅はJRと江ノ島電鉄の合計値、大船駅はJRと湘南モノレールの合計値

〈 定量的な目標値②：居住誘導 〉

評価指標	現況値 平成27年(2015年)	目標値 令和22年(2040年)
居住誘導区域内の人口密度	73.5 人/ha	73.5 人/ha 以上

(設定の考え方)

平成 27 年(2015 年)の国勢調査時点の居住誘導区域の人口密度は 73.5 人/ha ですが、将来的な人口推計においては、全市的な人口減少により、令和 22 年(2040 年)には 64.6 人/ha まで減少することが想定されます。

今後、居住誘導区域内での生活利便性の確保を図ることにより、人口密度の維持を目指します。

(算出方法)

- ・ 250m メッシュ人口 (国勢調査) をもとに、メッシュ毎の市街化区域内人口に対して、市街化区域面積に対する居住誘導区域面積の割合を乗じて、メッシュ毎の居住誘導区域内人口を算出し、その全市的な合計値
- ・ 目標値は、国勢調査の数値を活用することを想定して、目標年次(令和 23 年度(2041 年度))の直近である令和 22 年(2040 年)に設定

〈 定量的な目標値③：公共交通ネットワーク 〉

評価指標	現況値 平成27年(2015年)	目標値 令和22年(2040年)
公共交通の徒歩利用圏の人口割合	91.7%	91.7%以上

(設定の考え方)

居住誘導区域の設定条件の一つである公共交通について、今後もバス事業者との協議・連携によるサービス水準の確保や、都市計画道路整備による新たな公共交通網の形成等に努めることにより、市内の鉄道駅・バス停からの徒歩利用圏の確保を目指し、その徒歩利用圏に居住する人口割合が維持・向上しているのかを確認します。

(算出方法)

- ・ 全ての鉄道駅から半径 750m、全てのバス停から半径 300m の範囲内に含まれる人口について、全人口を除いて算出
- ・ 範囲内の人口は、250m メッシュ人口 (国勢調査) をもとに、範囲内外の面積按分により算出
- ・ 目標値は、国勢調査の数値を活用することを想定して、目標年次(令和 23 年度(2041 年度))の直近である令和 22 年(2040 年)に設定

〈 定量的な目標値④：防災指針の取組施策の実施による安全性向上 〉

評価指標	現況値 令和3年度(2021年度)	目標値 令和23年度(2041年度)
防災性向上に資する地区計画を策定した地区数	0地区	1地区以上

(設定の考え方)

防災指針での取組施策を具体的に実践するため、これまで、主に良好な住環境形成の誘導等に活用されてきた都市計画法に基づく地区計画制度を用いて、地区の防災性向上に資するまちづくりのルールを定めることにより、地区単位で災害に強いまちへ徐々に転換することを目指し、それら地区計画を実際に策定した地区数を確認します。

(算出方法)

立地適正化計画策定後、防災性向上に資するまちづくりのルール（制限等）を定めた地区計画を策定した地区数

4つの視点（都市機能誘導・居住誘導・公共交通ネットワーク・防災）をもとに各種取組を進めることにより、前述の定量的な目標値の達成を目指し、それら取組の総合的な成果として、次の期待される効果の達成を目指します。

〈 期待される効果の定量化 〉

評価指標	現況値 令和元年度(2019年度)	目標値 令和23年度(2041年度)
生活しやすい市街地が形成されていると実感する市民の増加	24.5%	30.0%以上

(設定の考え方)

本計画の総合的な取組成果を確認するため、毎年、鎌倉市総合計画の取組に関する市民の認知度等を把握するために実施している「鎌倉市市民意識調査」において、生活しやすい市街地が形成されている実感が増加しているのかを確認します。

(算出方法)

・鎌倉市市民意識調査での設問「まちづくりが計画的に進められていて、生活しやすい市街地が形成されているまち」での選択肢「とてもそう思う」または「少しそう思う」と回答した割合

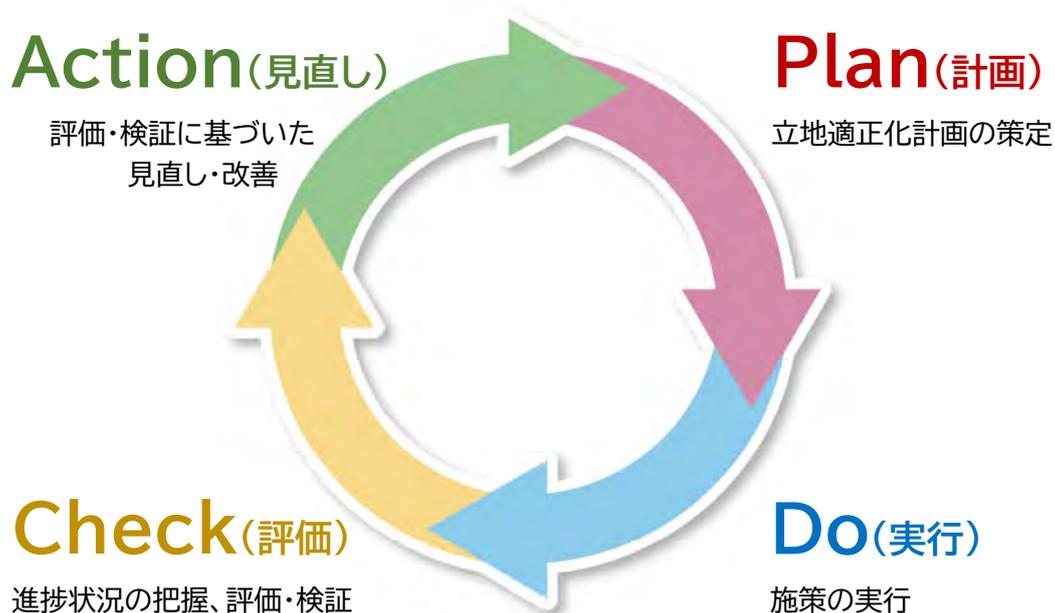
8-2 進行管理の方法

立地適正化計画は、概ね5年ごとに施策・事業の実施状況を調査及び分析評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を検討・精査することが望ましいとされています。

計画の運用にあたっては、PDCA サイクルの考え方にに基づき、施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえながら、鎌倉市総合計画や鎌倉市都市マスタープラン等の計画との整合を図りつつ、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。

評価検証において計画の見直しが必要となった場合は、改めて市民、都市計画審議会等からの意見聴取を行いながら、さらなる計画の推進を図っていきます。

【PDCA サイクルによる取組】



8-3 届出制度

本計画の策定により、本市域内では、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、各都市機能誘導区域の区域外における誘導施設の整備や、住宅の建築目的の一定規模以上の開発行為を行う場合は、市への届出が必要となります。

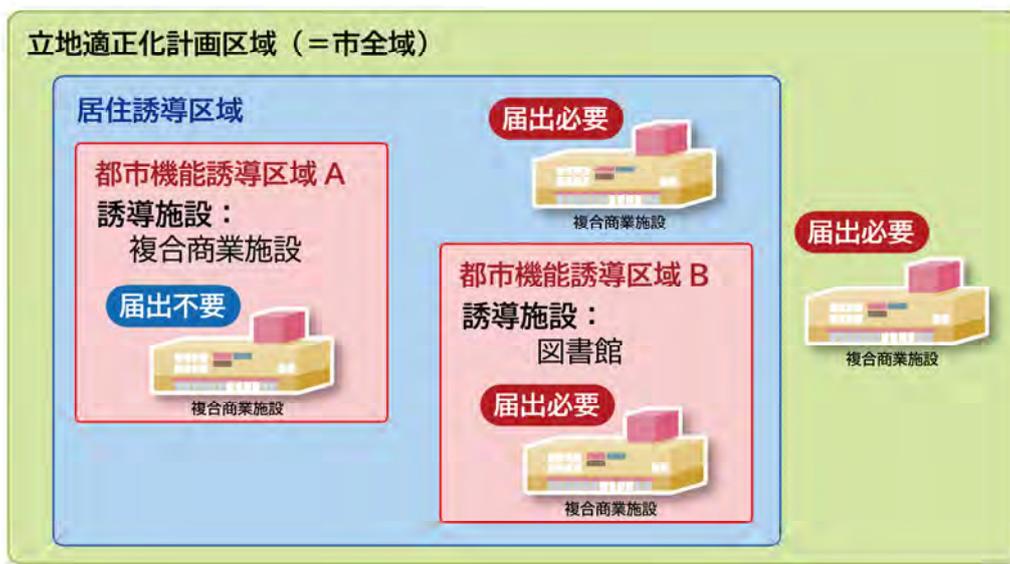
(1) 都市機能誘導区域に関する届出制度

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築の動向を把握することを目的として、都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を含む開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。

【都市機能誘導区域外で届出の対象となる行為】

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ● 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ● 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域外で届出が必要となる場合のイメージ：複合商業施設の場合】



また、都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、既にある都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、行為に着手する30日前までに市へ届出が必要です。

【都市機能誘導区域内で届出の対象となる行為】

休廃止	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 <ul style="list-style-type: none"> ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
-----	--

届出の対象となる施設は、第4章で整理した次の誘導施設です。

【届出の対象となる誘導施設】

誘導施設	定義	都市機能誘導区域		
		① 鎌倉駅周辺拠点	② 大船駅周辺拠点	③ 深沢地域国鉄跡地周辺拠点
市役所(本庁舎)	地方自治法第4条第1項に規定する施設			○
複合商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積 3,000 m ² 以上の商業施設、かつ都市拠点の中心的な鉄道駅（鎌倉駅、大船駅、湘南深沢駅）から半径 750m の徒歩利用圏に立地する施設 ※「商業集積地区」は届出対象外	○	○	○
銀行、信用金庫等	銀行法第2条に規定する銀行、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業、信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設、労働金庫法に規定する労働金庫を行う施設	○	○	○
中央図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例第2条に規定する中央図書館	○		
芸術館	鎌倉市芸術館条例第2条第1項に規定する鎌倉芸術館		○	

(2) 居住誘導区域に関する届出制度

居住誘導区域外での住宅開発等の動向を把握することを目的として、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外で住宅を含む開発行為及び建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。

【居住誘導区域外で届出の対象となる行為】

<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 <p>(例) 届出必要 3戸の開発行為  </p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの <p>(例) 届出必要 1,300 m²で1戸の開発行為 </p> <p>届出不要 800 m²で2戸の開発行為 </p>
<p>建築等行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合 <p>(例) 届出必要 3戸の建築行為  </p> <p>届出不要 1戸の建築行為 </p>

(印刷用余白ページ)